

様式 1-5 調剤に必要な設備器具

設備器具の名称	設備器具の個数	設備器具の名称	設備器具の個数
液量器	イ	メスピペット	ル
温度計(100度)	ロ	メスフラスコ又は	ヲ
水浴	ハ	メスシリンダー	
調剤台	ニ	薬匙(金属製)	リ
軟膏板	ホ	薬匙(角製)	
乳鉢(散剤用)	ヘ	ロート	カ
乳棒			
はかり(感量 10 mg)	ト	調剤に必要な書籍	
はかり(感量 100 mg)		・日本薬局方及びその解説	
ビーカー	チ	・薬事関係法規	
ふるい器	リ	・調剤技術に関するもの	
へら(金属製)	ヌ	・当該薬局で取扱う医薬品の添付文書	
へら(角製)			

薬局医薬品製造業に係る試験検査に必要な設備器具

設備器具の名称	設備器具の個数	設備器具の名称	設備器具の個数
顕微鏡、ルーペ又は粉末X線解析装置	イ	pH計	ト
試験検査台	ロ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ	チ
デシケーター	ハ	崩壊度試験器	リ
はかり(感量 1 mg)	ニ	融点測定器	ヌ
薄層クロマトグラフ装置	ホ	試験検査に必要な書籍	ル
比重計又は振動式密度系	ヘ	薬局製剤に関するもの	

注 1) 試験検査台については、調剤台を用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるときは、設置を要しない。

注 2) ニ、ホ、ト及びリに掲げる設備及び器具については、厚生労働大臣が指定した試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であって、支障なく、かつ、やむを得ないと認められるときは、それらの設置を要しない。